

## (7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求に係る和解について、次のとおり専決処分をする。

平成26年8月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求に係る和解について

鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求について、次のとおり和解する。

### 1 和解の相手方

倉吉市 個人

### 2 和解の要旨

和解の相手方は、進学奨励資金の未返還額591,375円を平成26年9月から全額返還するまでの間、毎月25日までに次のとおり県に支払うこと。

(1) 平成26年9月から同年11月まで及び平成27年1月から同年5月まで 10,000円

(2) 平成26年12月及び平成27年12月 50,000円

(3) 平成27年6月及び平成28年6月 40,000円

(4) 平成27年7月から同年11月まで、平成28年1月から同年5月まで及び同年7月から同年11月まで 20,000円

(5) 平成28年12月 31,375円

### 3 和解の趣旨

和解の相手方から和解の申出があり、次の理由から、県として受け入れることができる内容であると判断したため、起訴前の和解をする。

- (1) 和解の相手方の経済状況からみて、未償還金を一括返還することが困難であること。
- (2) 返還の内容が、県にとって著しく不利益なものではないこと。